

四半期報告書

(第14期第4四半期)

自 平成22年9月1日

至 平成22年11月30日

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4) ライツプランの内容	15
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(6) 大株主の状況	16
(7) 議決権の状況	16
2 株価の推移	17
3 役員の状況	17
第5 経理の状況	18
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	19
(2) 四半期連結損益計算書	21
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23
2 その他	33
第二部 提出会社の保証会社等の情報	34

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年1月14日
【四半期会計期間】	第14期第4四半期（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）
【会社名】	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
【英訳名】	D.A.Consortium Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢嶋 弘毅
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5449-6310（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部マネージャー 櫻井 康芳
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5449-6310（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部マネージャー 櫻井 康芳
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社関西支社 （大阪市北区堂島一丁目2番5号）

(注) 当第14期より決算期を毎年11月30日から毎年3月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度は平成21年12月1日から平成23年3月31日までの16カ月間となるため、第14期第4四半期として四半期報告書を提出いたします。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第14期 第4四半期連結 累計期間	第14期 第4四半期連結 会計期間	第13期
会計期間	自平成21年 12月1日 至平成22年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成20年 12月1日 至平成21年 11月30日
売上高(千円)	54,510,345	14,495,937	47,915,379
経常利益(千円)	1,845,584	576,697	881,829
四半期(当期)純利益(千円)	1,010,620	284,680	296,102
純資産額(千円)	-	10,991,420	9,924,016
総資産額(千円)	-	18,158,385	15,499,833
1株当たり純資産額(円)	-	19,189.24	17,284.08
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,920.75	540.07	573.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,914.12	537.18	571.65
自己資本比率(%)	-	55.5	58.6
営業活動によるキャッシュ・フロ ー(千円)	1,750,479	-	871,661
投資活動によるキャッシュ・フロ ー(千円)	218,840	-	1,393,042
財務活動によるキャッシュ・フロ ー(千円)	232,316	-	870,781
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	6,968,350	5,671,819
従業員数(名)	-	810	777

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第14期は決算期変更により、平成21年12月1日から平成23年3月31日までの16カ月の変則決算となっております。

2【事業の内容】

当第4四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第4四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年11月30日現在

従業員数（名）	810(128)
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第4四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数（名）	270(14)
---------	---------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第4四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの主たる業務は、インターネットに関する広告業であるため、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループの事業は、受注確定から売上日までの期間は最短5日から2.5ヶ月程度であります。よって、当第4四半期連結会計期間末日現在の受注残高は、当第4四半期連結会計期間の売上高に比して僅かであるため、その記載を省略しております。

(3) 販売実績

商品メニュー名	当第4四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
D A Cディスプレイ	6,895,632	47.6
D A C動画	377,028	2.6
D A Cメール	355,486	2.5
D A Cネットワーク	157,727	1.1
D A Cサーチ	2,223,690	15.3
D A Cアフィリエイト	258,966	1.8
D A Cインターナショナル	49,780	0.3
D A Cモバイル	1,022,148	7.1
その他	3,155,477	21.8
合計	14,495,937	100.0

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第4四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	5,925,079	40.9
(株)ADKインタラクティブ	1,592,993	11.0

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第4四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

(1) 業務・資本提携

当社は、平成22年10月27日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社としております株式会社アイレップ（以下、「アイレップ」とします。）との間で資本業務提携を行うことを決議し、同日付で同社と資本業務提携契約を締結いたしました。当社は、アイレップを連結子会社化することを目的として、平成22年10月28日より、同社の株式及び新株予約権に対する公開買付けによる株式取得を開始し、平成22年11月29日をもって終了し、平成22年12月3日付で同社が当社の連結子会社となりました。

資本業務提携契約及び合意書の概要は以下のとおりであります。

資本業務提携契約の概要

() 資本提携の内容

当社は平成21年6月にアイレップ株式を取得し、同社を当社の持分法適用関連会社としておりましたが、同社の株式を追加取得し、連結子会社化することで経営面での一層の連携強化を図ります。

() 業務提携の内容

主な業務提携の内容は、以下のとおりです。

- ・ 当社の連結子会社としております株式会社レリバンシー・プラスをアイレップの完全子会社としたうえで、事業シナジー追求や管理費用削減を行うことによる当社グループ全体としての更なる経営効率化を推進いたします。
- ・ 当社が保有しておりますインターネット広告テクノロジーとアイレップが持つSEM関連テクノロジーの融合による新しいSEM周辺領域事業を開発いたします。
- ・ アイレップにおける、SEM領域でのモバイル端末へのサービスや、SEM領域の周辺領域であるクリエイティブ領域等の強化、及び様々な広告周辺領域で事業を展開する当社グループ各社とアイレップとの共同事業を推進いたします。
- ・ アイレップによる、現状の「SEM専業会社」から、その周辺領域やSMM、さらには新デバイス等を含めたデジタル領域全般のマーケティングサービスをワンストップで提供する「デジタルマーケティングエージェンシー」へ移行いたします。
- ・ 海外進出を行う両者の取引顧客に対して、当社のインターネット広告関連ソリューション及びアイレップのSEM関連ソリューションの提供をする等のグローバル領域で協業いたします。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第4四半期連結会計期間における全般的な経済環境は、依然として不安定な状況にありますが、当社グループの主要事業領域であるインターネット広告市場においては、平成21年10月以降、前年同期を上回る回復傾向が持続しています（経済産業省『特定サービス産業動態統計調査 平成22年10月分速報値』に基づく）。スマートフォン、タブレット型端末などのスマートデバイスや、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ミニブログに代表されるソーシャルメディアは普及の拡大が続いており、今後、インターネット広告市場の成長に寄与することが期待されます。

このような環境の下、当社グループは既存事業の売り上げ拡大や利益率向上に注力するとともに、成長が見込める領域における新商品開発や事業拡大などを引き続き積極的に進めた結果、当第4四半期連結会計期間の売上高は14,495,937千円、営業利益は568,369千円、経常利益は576,697千円、四半期純利益は284,680千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第4四半期連結会計期間末における総資産は、18,158,385千円となり、前連結会計年度末に比べ2,658,551千円の増加となりました。その主な要因といたしましては、現金及び預金並びに受取手形及び売掛金が増加したことによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ1,591,148千円増加し、7,166,965千円となりました。その主な要因といたしましては、買掛金及び未払法人税等が増加したことによるものであります。

純資産につきましては、第4四半期連結累計期間の四半期純利益が1,010,620千円となり、利益剰余金が増加したことにより、前連結会計年度末に比べ1,067,403千円増加し、10,991,420千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第4四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」とします。）は、6,968,350千円となりました。営業活動による収入が、投資活動及び財務活動による支出を上回ったため、第3四半期連結会計期間末に比べ655,762千円の増加となりました。

当第4四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、762,306千円となりました。

主に税金等調整前四半期純利益の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、53,004千円となりました。

主な要因は、無形固定資産の取得による支出があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、51,482千円となりました。

主に自己株式の取得による支出があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第4四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1. 主要な設備の状況

当第4四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2. 設備の新設、除却等の計画

当第4四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000
計	900,000

【発行済株式】

種類	第4四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年1月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	534,423	534,423	(株)大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用してい ないため、単元株式数は ありません。
計	534,423	534,423	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年2月26日定時株主総会決議

	第4四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,560
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,120
新株予約権の行使時の払込金額(円)	119,500
新株予約権の行使期間	自平成18年3月1日 至平成23年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 119,500 資本組入額 59,750
新株予約権の行使の条件(注)	各新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株予約権の数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

(1) 付与日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他今後の法律改正等によりこれらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価額、行使期間その他の条件の調整もしくは権利行使の制限を行い、または、未行使の権利を失効させることができるものとします。

- (2) 権利を付与された者（以下「被付与者」とします。）が、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、顧問、契約社員の地位を有さなくなった場合、当該権利を喪失します。ただし、当社取締役会決議において、権利の存続を認めた場合、当社取締役会の定める条件に従い権利を行使することができます。
- (3) 被付与者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
- (4) 上記(2)、(3)も含め、権利の喪失事由、権利の行使の条件その他の細目については、平成16年2月26日開催の定時株主総会決議及び平成16年3月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるところによります。

平成17年2月24日定時株主総会決議

	第4四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,690
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,690
新株予約権の行使時の払込金額(円)	123,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年3月1日 至 平成24年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 123,000 資本組入額 61,500
新株予約権の行使の条件(注)	各新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株予約権の数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。
- (1) 付与日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他今後の法律改正等によりこれらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価額、行使期間その他の条件の調整もしくは権利行使の制限を行い、または、未行使の権利を失効させることができるものとしします。
- (2) 権利を付与された者（以下「被付与者」とします。）が、当社の取締役、監査役、使用人、顧問、契約社員の地位を有さなくなった場合、当該権利を喪失します。ただし、当社取締役会決議において、権利の存続を認めた場合、当社取締役会の定める条件に従い権利を行使することができます。
- (3) 被付与者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
- (4) 上記(2)、(3)も含め、権利の喪失事由、権利の行使の条件その他の細目については、平成17年2月24日開催の定時株主総会決議及び平成17年6月30日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるところによります。

平成18年2月24日定時株主総会決議

	第4四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	7,725
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,725
新株予約権の行使時の払込金額(円)	225,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年3月1日 至 平成25年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 225,000 資本組入額 112,500
新株予約権の行使の条件(注)	各新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株予約権の数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

- (1) 付与日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他今後の法律改正等によりこれらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価額、行使期間その他の条件の調整もしくは権利行使の制限を行い、または、未行使の権利を失効させることができるものとします。
- (2) 権利を付与された者(以下「被付与者」とします。)が、当社の取締役、監査役、使用人、顧問、契約社員の地位を有さなくなった場合、当該権利を喪失します。ただし、当社取締役会決議において、権利の存続を認めた場合、当社取締役会の定める条件に従い権利を行使することができます。
- (3) 被付与者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
- (4) 上記(2)、(3)も含め、権利の喪失事由、権利の行使の条件その他の細目については、平成18年2月24日開催の定時株主総会決議及び平成18年3月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるところによります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年2月27日定時株主総会決議

	第4四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,740
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,740
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,448
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月28日 至 平成26年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,448 資本組入額 33,724
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
- (2) 新株予約権者のうち、当社の取締役、監査役はいずれも、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了により退任した場合、その他諸般の事情を考慮の上当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りではなく、その細目は新株予約権割当契約に定めるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継できるものとします。
- (4) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針は下記のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」とします。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」とします。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」とします。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次の算式により調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、新株予約権の割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整します(1株未満の端数は切捨て)。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の払込価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 上記の他、譲渡による新株予約権の取得の制限、新株予約権の取得条項その他に関して「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

平成19年2月27日定時株主総会決議

	第4四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,530
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,530
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,448
新株予約権の行使期間	自 平成21年3月1日 至 平成26年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,448 資本組入額 33,724
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
- (2) 新株予約権者のうち、当社の使用人、及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了により退任した場合、その他諸般の事情を考慮の上当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りではなく、その細目は「新株予約権割当契約」に定めるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継できるものとします。
- (4) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

平成21年 2月26日定時株主総会決議

	第4四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	616
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	616
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年 3月25日 至 平成51年 3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 権利行使についての条件は下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が平成50年3月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成50年3月25日から平成51年3月24日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - (3) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り本新株予約権を行使できるものとします。ただし、発行要綱に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとします。
2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針は下記のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」とします。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」とします。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」とします。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次の算式により調整します。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、新株予約権の割当日後、付与株式数の変更をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整します(1株未満の端数は切捨て)。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記の払込価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 上記の他、譲渡による新株予約権の取得の制限、新株予約権の取得条項その他に関して「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

平成22年2月25日定時株主総会決議

	第4四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	868
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	868(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年3月20日 至平成52年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」とします。)は1株とします。ただし、下記2に定める株式の調整を行った場合は、各新株予約権1個当たりの付与株式数について同様の調整を行います。
2. 新株予約権の割当日(以下、「割当日」とします。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含むもの)とします。以下、株式分割の記載につき同じものとします。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」とします。）から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日まで）に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

(2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者が平成51年3月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成51年3月20日から平成52年3月19日の期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

(3) 上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとします。ただし、4.に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとします。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限るものとします。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限るものとします。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限るものとします。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」とします。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日とします。以下同じものとします。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」とします。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」とします。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、1.に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

3. に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日		534,423		4,031,837		2,471,549

(6) 【大株主の状況】

当第4四半期会計期間末日現在の「大株主の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載できないことから、直前の基準日（平成22年5月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

平成22年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
㈱博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区赤坂5-3-1	236,928	44.33
㈱アサツー ディ・ケイ	東京都中央区築地1-13-1	130,176	24.36
㈱博報堂	東京都港区赤坂5-3-1	45,000	8.42
㈱東急エージェンシー	東京都港区赤坂4-8-18	10,000	1.87
㈱日本経済社	東京都中央区銀座7-13-20	4,000	0.75
大阪証券金融㈱	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	1,598	0.30
D.A.コンソーシアム従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	1,532	0.29
㈱テレビ朝日	東京都港区六本木6-9-1	1,500	0.28
㈱東京放送ホールディングス	東京都港区赤坂5-3-6	1,500	0.28
日本テレビ放送網㈱	東京都港区東新橋1-6-1	1,500	0.28
㈱フジ・メディア・ホールディングス	東京都港区台場2-4-8	1,500	0.28
計	-	435,234	81.44

(注) 1. 上記のほか、自己株式が8,584株あります。

2. 平成22年11月30日現在の自己株式数は、8,830株です。

(7) 【議決権の状況】

当第4四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載できないことから、直前の基準日（平成22年5月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,584	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 525,839	525,839	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	534,423	-	-
総株主の議決権	-	525,839	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が14株(議決権14個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	8,584	-	8,584	1.61
計	-	8,584	-	8,584	1.61

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」の平成22年11月30日現在の株式数は、8,830株です。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年12月	平成22年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	26,800	25,590	28,000	34,900	57,000	48,500	40,850	40,600	34,950	34,800	37,900	37,500
最低(円)	23,300	20,680	20,040	24,030	30,150	32,500	31,700	32,550	31,000	31,200	32,050	32,500

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

当社は、平成22年2月25日開催の第13期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を11月30日から3月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度は、平成21年12月1日から平成23年3月31日までの16カ月間となっております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第4四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第4四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第4四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	² 6,976,337	² 5,678,796
受取手形及び売掛金	6,193,268	5,047,038
有価証券	109,681	100,963
その他	907,177	881,451
貸倒引当金	5,786	3,732
流動資産合計	14,180,678	11,704,516
固定資産		
有形固定資産	¹ 298,152	¹ 371,714
無形固定資産		
のれん	646,098	673,826
ソフトウェア	514,528	549,442
ソフトウェア仮勘定	72,245	50,086
その他	12,363	10,844
無形固定資産合計	1,245,235	1,284,200
投資その他の資産		
投資有価証券	1,779,638	1,369,207
その他	662,649	898,503
貸倒引当金	7,969	128,309
投資その他の資産合計	2,434,319	2,139,402
固定資産合計	3,977,706	3,795,316
資産合計	18,158,385	15,499,833

(単位：千円)

	当第4四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 4,864,435	2 4,168,747
短期借入金	77,000	-
1年内返済予定の長期借入金	125,624	62,220
未払金	512,102	446,330
未払法人税等	653,763	256,257
役員賞与引当金	24,960	19,587
賞与引当金	164,064	113,147
ポイント引当金	21,429	13,709
その他	341,644	192,794
流動負債合計	6,785,024	5,272,794
固定負債		
長期借入金	71,512	60,014
退職給付引当金	161,021	121,752
ポイント引当金	36,851	16,213
その他	112,555	105,042
固定負債合計	381,940	303,021
負債合計	7,166,965	5,575,816
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,031,837	4,031,837
資本剰余金	3,184,465	3,369,621
利益剰余金	3,098,924	2,193,472
自己株式	326,980	448,094
株主資本合計	9,988,247	9,146,836
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	109,162	47,948
為替換算調整勘定	11,678	10,244
評価・換算差額等合計	97,483	58,192
新株予約権	150,409	3 127,886
少数株主持分	755,280	707,486
純資産合計	10,991,420	9,924,016
負債純資産合計	18,158,385	15,499,833

(2)【四半期連結損益計算書】
【第4四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第4四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)
売上高	54,510,345
売上原価	45,916,186
売上総利益	8,594,158
販売費及び一般管理費	¹ 6,828,405
営業利益	1,765,753
営業外収益	
受取利息	4,540
受取配当金	5,143
為替差益	328
持分法による投資利益	70,267
その他	10,573
営業外収益合計	90,853
営業外費用	
支払利息	4,320
貸倒引当金繰入額	3,000
投資事業組合運用損	3,004
その他	697
営業外費用合計	11,022
経常利益	1,845,584
特別利益	
投資有価証券売却益	124,704
その他	34,611
特別利益合計	159,316
特別損失	
子会社株式売却損	1,314
会員権評価損	2,127
投資有価証券評価損	89,827
その他	10,447
特別損失合計	103,717
税金等調整前四半期純利益	1,901,183
法人税、住民税及び事業税	812,639
法人税等調整額	92,087
法人税等合計	720,551
少数株主利益	170,011
四半期純利益	1,010,620

【第4四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第4四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	
売上高	14,495,937
売上原価	12,203,834
売上総利益	2,292,103
販売費及び一般管理費	¹ 1,723,733
営業利益	568,369
営業外収益	
受取利息	564
持分法による投資利益	9,828
営業外収益合計	10,392
営業外費用	
支払利息	1,609
その他	454
営業外費用合計	2,064
経常利益	576,697
特別利益	
投資有価証券売却益	6,099
新株予約権戻入益	1,567
その他	1,053
特別利益合計	8,720
特別損失	
固定資産除却損	666
関係会社清算損	300
その他	296
特別損失合計	1,263
税金等調整前四半期純利益	584,154
法人税、住民税及び事業税	314,638
法人税等調整額	79,898
法人税等合計	234,740
少数株主利益	64,733
四半期純利益	284,680

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第4四半期連結累計期間
(自平成21年12月1日
至平成22年11月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,901,183
減価償却費	316,186
のれん償却額	111,426
貸倒引当金の増減額(は減少)	114,956
退職給付引当金の増減額(は減少)	39,269
ポイント引当金の増減額(は減少)	28,358
役員賞与引当金の増減額(は減少)	5,372
持分変動損益(は益)	20,179
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	34,811
受取利息及び受取配当金	9,684
支払利息	4,320
持分法による投資損益(は益)	70,267
固定資産除売却損益(は益)	995
子会社株式売却損益(は益)	1,314
売上債権の増減額(は増加)	1,534,381
たな卸資産の増減額(は増加)	14,588
仕入債務の増減額(は減少)	1,047,390
未払金の増減額(は減少)	93,843
未払消費税等の増減額(は減少)	153,695
その他	317,895
小計	2,222,382
利息及び配当金の受取額	12,543
利息の支払額	4,320
法人税等の支払額	480,124
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,750,479

(単位：千円)

当第4四半期連結累計期間
(自平成21年12月1日
至平成22年11月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	39,328
無形固定資産の取得による支出	206,244
投資有価証券の取得による支出	165,162
投資有価証券の売却及び償還による収入	301,698
子会社株式の売却による収入	63,250
関係会社株式の取得による支出	50,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	45,797
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	248,657
差入保証金の差入による支出	28,305
貸付金の回収による収入	41,660
その他	66,453
投資活動によるキャッシュ・フロー	218,840
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	27,000
長期借入れによる収入	50,000
長期借入金の返済による支出	91,261
自己株式の取得による支出	132,208
配当金の支払額	101,229
少数株主への配当金の支払額	50,400
ストックオプションの行使による収入	67,481
その他	1,698
財務活動によるキャッシュ・フロー	232,316
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,792
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,296,530
現金及び現金同等物の期首残高	5,671,819
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 6,968,350

【継続企業の前提に関する事項】

当第4四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第4四半期連結累計期間
(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間において、㈱スパイスボックス及び㈱テトテは、保有株式を一部売却したため、連結の範囲から除外し、持分法適用会社としております。

また、第2四半期連結会計期間より、㈱凸風は新規設立のため、㈱インターナショナルスポーツマーケティングは株式を取得したため、連結の範囲に加えております。

(2) 変更後の連結子会社の数

11社

2. 持分法の適用に関する事項の変更

(1) 持分法適用関連会社

持分法適用関連会社の変更

第1四半期連結会計期間より、㈱スパイスボックス及び㈱テトテを持分法の適用範囲に含めております。

第1四半期連結会計期間より、㈱グリッド・ソリューションズは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

第1四半期連結会計期間より、㈱あいけあは、保有株式を全て売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

第3四半期連結会計期間より、㈱アイズファクトリーは、保有株式を全て売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

変更後の持分法適用関連会社の数

6社

3. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準の変更

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した受注契約から、当第4四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の受注契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、当第4四半期連結累計期間の売上高は、51,383千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ17,340千円増加しております。

【表示方法の変更】

当第4四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第4四半期連結累計期間
(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

1. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している有形固定資産の減価償却については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第4四半期連結累計期間
(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第4四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成21年11月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 645,516千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 557,889千円
2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 定期預金 9,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 買掛金 57,252千円	2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 定期預金 9,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 買掛金 77,429千円
3	3 新株引受権(676千円)は、「新株予約権」に含めて表示しております。
4 受取手形裏書譲渡高 92,435千円	4 受取手形裏書譲渡高 145,696千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第4四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日至平成22年11月30日)
1 主な販売費及び一般管理費 従業員人件費 3,508,204千円

当第4四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
1 主な販売費及び一般管理費 従業員人件費 858,394千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第4四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日至平成22年11月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)
現金及び預金 6,976,337千円
有価証券 109,681千円
預入期間が3か月を超える定期預金 9,000千円
MMF等以外の有価証券 108,669千円
現金及び現金同等物 6,968,350千円

(株主資本等関係)

当第4四半期連結会計期間末(平成22年11月30日)及び当第4四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第4四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	534,423

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第4四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,830

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第4四半期連結 会計期間末残高 (千円)
			当第4四半期連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	平成16年4月 新株予約権	普通株式	3,120	-
	平成17年7月 新株予約権	普通株式	4,690	-
	平成18年4月 新株予約権	普通株式	7,725	-
	平成19年7月 新株予約権	普通株式	1,740	54,188
	平成19年7月 新株予約権	普通株式	1,530	46,134
	平成21年3月 新株予約権	普通株式	616	17,179
	平成22年3月 新株予約権	普通株式	868	24,685
合計	-	-	20,289	142,186

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	
			当第4四半期連結会計期間末	当第4四半期連結会計期間末残高(千円)
連結子会社 (株)スパイア)	平成13年5月 新株引受権	普通株式	291,600	-
	平成13年11月 新株引受権	普通株式	2,300	-
	平成18年4月 新株予約権	普通株式	42,000	-
	平成21年5月 新株予約権	普通株式	431,634	-
	平成21年5月 新株予約権(注)1	普通株式	47,800	-
	平成22年5月 新株予約権(注)2	普通株式	221,500	2,877
	平成22年5月 新株予約権(注)3	普通株式	411,500	5,345
合計	-	1,448,334	8,222	
連結子会社 (株)アイメディアドライブ)	平成20年7月 新株予約権	普通株式	200	-
合計	-	200	-	

- (注) 1 平成21年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
2 平成22年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
3 平成22年5月新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年2月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	105,167	200	平成21年 11月30日	平成22年 2月26日

- (2) 基準日が当第4四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第4四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第4四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

当社グループの事業は、単一セグメントの事業であるため、事業の種類別セグメント情報を記載しておりません。

当第4四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

当社グループの事業は、単一セグメントの事業であるため、事業の種類別セグメント情報を記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当第4四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に含める割合が90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

当第4四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に含める割合が90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

【海外売上高】

当第4四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第4四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第4四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

著しい変動はないため、注記は省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第4四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

1. スtock・オプションに係る当第4四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 4,933千円
2. 当第4四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容
該当事項はありません。
3. 当第4四半期連結会計期間における付与したStock・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 4 四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成21年11月30日)
1 株当たり純資産額 19,189.24円	1 株当たり純資産額 17,284.08円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 4 四半期連結累計期間 (自 平成21年12月 1 日 至 平成22年11月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	1,920円75銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半 期純利益金額	1,914円12銭

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 4 四半期連結累計期間 (自 平成21年12月 1 日 至 平成22年11月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	1,010,620
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	1,010,620
普通株式の期中平均株式数 (株)	526,159
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	1,146
(うち連結子会社及び持分法適用関連会社の潜在株式による調整額)	(1,146)
普通株式増加数 (株)	1,225
(うち新株予約権及び新株引受権)	(1,225)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	著しい変動はないため、概要の記載を省略しております。

当第4四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	540円07銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	537円18銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第4四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	284,680
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	284,680
普通株式の期中平均株式数(株)	527,122
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	250
(うち連結子会社及び持分法適用関連会社の潜在株式による調整額)	(250)
普通株式増加数(株)	2,361
(うち新株予約権及び新株引受権)	(2,361)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	著しい変動はないため、概要の記載を省略しております。

(重要な後発事象)

当第4四半期連結会計期間
(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

(株式会社アイレップの株式取得(子会社化)について)

当社は、平成22年10月27日開催の取締役会において、株式会社アイレップ(以下、「アイレップ」とします。)との間で資本業務提携を行うことを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。また、当社は、アイレップを連結子会社化することを目的として、平成22年10月28日より、同社の株式及び新株予約権に対する公開買付けを開始し、平成22年11月29日をもって終了し、平成22年12月3日付で同社が当社の連結子会社となりました。資本業務提携契約の概要につきましては、「第2事業の状況 3経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

1. 株式取得の理由

この度、当社は、同社との更なる連携の強化及び効率化の推進を図ることを目的として、同社の株式を取得し、子会社とすることといたしました。

2. 子会社となる会社の概要

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| (1)商号 | 株式会社アイレップ |
| (2)代表者 | 代表取締役社長 紺野 俊介 |
| (3)所在地 | 東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号 |
| (4)設立年月日 | 平成9年11月17日 |
| (5)主な事業の内容 | SEMサービス(リスティング広告、SEO、Web解析等) |
| (6)資本金 | 539,140千円(平成22年9月30日現在) |
| (7)最近事業年度における業績の動向 | |

	平成22年9月期
売上高	11,531百万円
売上総利益	1,888百万円
営業利益	407百万円
経常利益	405百万円
当期純利益	172百万円
総資産	3,862百万円

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有

- | | |
|------------|---------------------|
| (1)異動前の株式数 | 5,704株(所有割合21.12%) |
| (2)取得株式数 | 9,219株(取得価額960百万円) |
| (3)異動後の株式数 | 14,923株(所有割合55.26%) |

4. 取得年月日

平成22年12月3日

5. 支払資金の調達

自己資金

6. その他

本公開買付けが成立することを条件として、当社の連結子会社である株式会社レリバンシー・プラスの株式について、本公開買付けの成立後、速やかに、当社の保有する同社株式の全部を株式会社アイレップへ譲渡することとしており、平成23年1月1日を実行日として譲渡を行いました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月14日

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴戸 通孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の平成21年12月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第4四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第4四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第4四半期連結会計期間及び第4四半期連結累計期間の経営成績並びに第4四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株式会社アイレップを平成22年12月3日付で連結子会社化している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。